新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減収した**事業者**の

上下水道料金を全額免除いたします！（2月又は3月請求分）

免除の対象者

「大分市と水道の契約を結んでいるお客様」等で、下記の要件に該当する方。

※**下水道使用料のみお支払いされているお客様も免除対象**となりますので、ご相談ください。

※水道契約者は検針時に郵便受け等に投函する「水道使用量等のお知らせ」等に記載されている使用者になります。

令和２年１２月～令和３年２月において、いずれかの月の売上が前年同月比で50%以上減少している全ての事業者

免除決定には、お客様から申請書等の書類を提出していただく必要があります。

(6月又は7月請求分の免除を受けられた方も対象となりますが、再度申請が必要となります)

免除となる料金

２月に請求する「上下水道料金」（12月・１月使用水量分）

３月に請求する「上下水道料金」（ 1月・ 2月使用水量分）

いずれかの料金を **全額免除**

※新たに下水道使用料も免除対象となりました！

提 出 書 類

ア．上下水道料金免除申請書兼誓約書

イ．前年同月比で売上が50%以上減少していることが確認できる書類

(確定申告書の写し及び月額の売上一覧表、損益計算書、試算表などの帳簿、台帳の写し等)

免除申請書は市のホームページからダウンロードできます。また、免除申請書の郵送も承りますので下記お問い合わせ先までお気軽にお申し付けください。また、下記窓口にも設置しています。

・大分市上下水道局営業課　・東部料金センター　・西部料金センター　・市民課水道窓口　・各支所

提出先・期限

【提 出 先】　〒870-0045 大分市城崎町1丁目5番20号 大分市上下水道局 営業課 宛

（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、**原則郵送での申請となります**）

※上下水道局営業課でも提出は可能ですが、窓口の混雑を避けるため**必ず事前に電話予約をお願いします。**（受付　平日8：30～17：15まで）

【受付開始】　令和３年１月８日（金）から

【申請期限】　２月請求分の免除申請／３月請求分の免除申請　**令和３年３月８日（月）必着**

[お問い合わせ・ご相談先]

大分市上下水道局 営業課　☎097-538-1211（平日8:30～17:15まで）